

## 1 概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)の制定に伴い昭和45年8月20日に公益法人として設立され、建築物の管理に関する教育並びにその知識・技能の普及活動を通じて建築物の衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。

## 2 設立の経緯

戦後、経済の高度成長、人口の都市集中、建築技術の著しい進歩等の社会経済情勢の変化に即応して、建築物の高層化・大型化が進み、また、その数は増加の一途をたどっていたところであるが、その当時のビル建築においては、もっぱら量的に増加を図ることに重点が置かれており、ビルを利用する人たちの健康保持、環境衛生の確保という観点からの配慮は一般的に少なく、国立公衆衛生院(現在の国立保健医療科学院)等の実態調査において、冷房病や消化器系疾患、呼吸器系感染症などの健康被害、ねずみ・衛生害虫の棲息が認められるなど建築物の維持管理に相当の問題があることが実証された。

しかしながら、それまでに建築物の衛生環境の維持管理に関する一般的な法規制は行われておらず、興行場法、旅館業法、学校保健法等の個別の法規制のほか、労働基準法、建築基準法等により衛生的な最低水準の確保、それぞれ特別の目的を有しているものであって、同一建築物内に多数の事務所や店舗等が存在し、かつ、管理系統が一元化されているビルに対しては十分な対処ができるおらず、多数の人が使用・利用する建築物内の環境衛生の維持管理を規制する一般法の制定の必要性が叫ばれるようになった。

このような社会的背景等を踏まえ、昭和45年3月衆議院社会労働委員会において「建築物における衛生的環境の確保に関する法律案」が共同提案され、与野党全会一致をもって本委員会提出の法案とすることに決定、4月8日に可決成立し、4月14日公布、10月13日施行された。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律が制定されたことに伴い、同法に基づく「建築物環境衛生管理技術者」の養成及びビルの環境衛生管理に関する教育活動、調査研究等を行うことを目的として、この法律が多数人の使用・利用する建築物を対象としていることから、貸事務所用途のビルの所有者や管理者で構成されている(社)日本ビルヂング協会連合会、(社)不動産協会、ビルのメンテナンス業者で組織されている(社)全国ビルメンテナンス協会の三団体から物心両面にわたる支援を得て、昭和45年7月に発起人総会が開催され、同年8月20日付けで厚生大臣の認可を受け、同22日に発足した。

## 3 事業の概要

### (1) 国家試験事業(厚生労働大臣指定)

#### ・建築物環境衛生管理技術者試験の実施

特定建築物の所有者等が特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者から選任しなければならないとされていることから、事務所、店舗等の特定用途又はこれに類する用途に供される建築物において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務を2年以上経験した者が、建築物環境衛生管理技術者の免状を得るために国家試験。

\* 管理技術者国家試験合格者数 約35,600人(20年度末)

## (2) 講習会事業(厚生労働大臣登録)

### ① 建築物環境衛生管理技術者講習会の実施

建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けようとする者に対する講習会を実施するもの。当該講習会の募集及び実施、講師の選任及び解任、教務委員会等の開催、講習会場の選定、講習会試験問題の作成・実施、修了証書の交付等の事務を行っている。

\* 管理技術者講習会修了者数 約 63, 200 人(20 年度末)

### ② ビルメンテナンス事業登録関係講習会(新規・再講習)の実施

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定により、都道府県知事に事業の登録を受けようとする事業者における以下に掲げる者に対し、これに必要な知識・技能を教授することを目的として、厚生労働大臣の登録を受けて実施するもの。

- ・清掃作業監督者、空気環境測定実施者、ダクト清掃作業監督者、  
貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃作業監督者、防除作業監督者、  
統括管理者、空調給排水管理監督者

\* ビルメンテナンス事業登録関係講習会修了者数 約 262, 600 人(20 年度末)

## (3) 検査事業

### ① 室内浮遊粉じん計の較正(厚生労働大臣登録)

特定建築物においては、建築物環境衛生管理基準に従い、2 月以内ごとに 1 回、定期に浮遊粉じんの測定をしなければならないこととされている。当該測定を行う機器については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則において、重量法により測定する機器又は当該機器を標準として、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録較正機関)によって定期的に較正を受けた機器を使用しなければならないこととされている。

登録較正機関として、当該測定機器を較正する業務を行っている。

### ② 簡易専用水道検査(厚生労働大臣登録)

水道法第 34 条の 2 第 1 項に基づき、簡易専用水道設置者は簡易専用水道の管理について、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を定期的に受けなければならないこととされている。

登録検査機関として、当該簡易専用水道の検査業務を行っている。

### ③ 飲料水の水質検査(東京都知事登録)

### ④ その他(レジオネラ属菌検査等)

## (4) 調査研究事業

- ・建築物環境衛生制度における技術面の充実を図るため調査研究の実施。

## (5) 出版事業

- ① 講習会用テキスト「建築物の環境衛生管理」
- ② 季刊誌「ビルと環境」(年 4 回発行)
- ③ その他各種出版物の刊行

## (6) 建築物環境衛生管理全国大会

- ・昭和 49 年から毎年一回開催

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 -抄-

(昭和四十五年法律第二十号)

## (建築物環境衛生管理技術者の選任)

**第六条** 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

## (建築物環境衛生管理技術者試験)

**第八条** 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

- 2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。
- 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
- 5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。
- 6 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## (指定試験機関の指定)

**第九条の二** 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるとして認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 -抄一

(昭和四十六年一月二十一日厚生省令第二号)

(指定の要件)

第十九条の二 法第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと。
- 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
  - ロ 法第九条の三第二項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
- 2 申請者が、法第九条の九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、法第八条第三項の指定を行わないものとする。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令 -抄一

(平成十六年厚生労働省令第三十二号)

(指定試験機関の指定)

第一条 法第八条第三項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

名 称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人ビル管理教育センター (昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。)	東京都千代田区大手町一丁目六番一号	昭和六十年三月二十三日